

被扶養者申請に マイナンバーの記載が必要になります

厚生労働省の一部改正通知（令和5年5月23日付）により、**令和5年6月1日（木）**以降の被扶養者の認定について、被扶養者申告書（扶養親族等（異動）届）に**マイナンバーの記載と、マイナンバーを証明する書類の添付**が必要になります。

1 対象となる被扶養者申請

令和5年6月1日（木）以降の被扶養者の認定申請（共済の扶養に入れる申請）

※6月1日より前の被扶養者申請でも対象になる場合があります。対象になる場合は個別にご連絡いたします。

2 申請方法の変更点

・庶務事務システムを使って申請する場合

令和5年6月19日（月）から、共済の増申請を行う場合、マイナンバーの入力及びマイナンバーを証明する書類の提出が必須となります。

6月16日以前に共済の増申請をした方は、マイナンバーを証明する書類の追加提出依頼がありましたら、対応をお願いします。

・会計年度任用職員・庶務事務システムを使わない申請の場合

被扶養者申告書に、マイナンバーの記入及びマイナンバーを証明する書類を添付して提出してください。

会計年度任用職員の方は「**会計年度任用職員専用様式**」の被扶養者申告書、庶務事務システムを使わずに被扶養者申請をする方は、**被扶養者申告書（共済組合用）**にマイナンバーを記入してください。

申請対象者のマイナンバーを
記入してください

住所	横浜市中央区〇〇町〇-〇-〇			
配偶者の有無	有			
フリガナ 扶養親族等氏名 個人番号（新たに被扶養者となる場合に必ず記入）	続柄	性別	生年	
キョウサイ	クミコ	子	女	
共済	組子			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				

3 マイナンバーの証明書類

マイナンバーを証明する書類として、以下のいずれかを被扶養者申請に必要な書類とともに提出してください。

なお、同時に税控除の増申請をされていて、提出書類が重複している場合、書類は一通で構いません。

- ・ 住民票の写し（マイナンバーが記載されているもの）
- ・ マイナンバーカードのコピー（両面）
- ・ マイナンバー通知カードのコピー（住所・氏名が住民票と一致している場合に限る）

※生まれたばかりの子のマイナンバーは住民票に記載されます。

※個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類としては利用できません。

※申請に不要なマイナンバーは黒く塗りつぶしてください。

ただし、児童手当の申請と併用する場合は、塗りつぶし不要。

4 その他

Q. 既に認定されている被扶養者のマイナンバーを証明する書類の追加提出は必要か？

A. 令和5年5月31日までに共済組合で受付している申請については、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会によってマイナンバーを取得していますので、提出は不要です。

Q. 以前被扶養者として認定されていた家族を、再度扶養に入れる場合も、マイナンバーを証明する書類の提出は必要か？

A. 以前被扶養者として認定されていても、申請の都度確認が必要なため、提出をお願いします。

